

平成 28 年度経営事項審査申請要領「別冊」正誤表等

平成 28 年度経営事項審査申請要領「別冊」について、下記のとおり変更（補記）する箇所がありました。

次のとおり内容を訂正し、お詫び申し上げます。

頁	箇所	変更前	変更後																																										
7	Ⅲ 「新とび・土工工事業」又は「解体工事業」に係る経営事項審査について	<p>3 申請に必要な提出書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>書類名</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第二十五号の十一）</td> <td rowspan="4">正本 1 部 副本 1 部</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高（様式第二十五号の十一 別紙一）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工事経歴書（様式第 2 号） ※「新とび・土工事」、「解体工事」に切り分けをしたもの</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>技術職員名簿（様式第二十五号の十一 別紙二）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>その他の審査項目（社会性等）（様式第二十五号の十一 別紙三）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>経営状況分析結果通知書（様式第二十五号の十）</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>審査手数料収入証紙（印紙）貼付書</td> <td>1 部</td> </tr> </tbody> </table>		書類名	提出部数	1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第二十五号の十一）	正本 1 部 副本 1 部	2	工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高（様式第二十五号の十一 別紙一）	3	工事経歴書（様式第 2 号） ※「新とび・土工事」、「解体工事」に切り分けをしたもの	4	技術職員名簿（様式第二十五号の十一 別紙二）	5	その他の審査項目（社会性等）（様式第二十五号の十一 別紙三）		6	経営状況分析結果通知書（様式第二十五号の十）	1 部	7	審査手数料収入証紙（印紙）貼付書	1 部	<p>3 申請に必要な提出書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>書類名</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第二十五号の十一）</td> <td rowspan="4">正本 1 部 副本 1 部</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高（様式第二十五号の十一 別紙一）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工事経歴書（様式第 2 号） ※「新とび・土工事」、「解体工事」、「解体工事（その他工事算入分）」に切り分けをしたもの</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>技術職員名簿（様式第二十五号の十一 別紙二）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>その他の審査項目（社会性等）（様式第二十五号の十一 別紙三）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>経営状況分析結果通知書（様式第二十五号の十）</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>審査手数料収入証紙（印紙）貼付書</td> <td>1 部</td> </tr> </tbody> </table>		書類名	提出部数	1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第二十五号の十一）	正本 1 部 副本 1 部	2	工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高（様式第二十五号の十一 別紙一）	3	工事経歴書（様式第 2 号） ※「新とび・土工事」、「解体工事」、「 解体工事（その他工事算入分） 」に切り分けをしたもの	4	技術職員名簿（様式第二十五号の十一 別紙二）	5	その他の審査項目（社会性等）（様式第二十五号の十一 別紙三）		6	経営状況分析結果通知書（様式第二十五号の十）	1 部	7	審査手数料収入証紙（印紙）貼付書	1 部
	書類名	提出部数																																											
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第二十五号の十一）	正本 1 部 副本 1 部																																											
2	工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高（様式第二十五号の十一 別紙一）																																												
3	工事経歴書（様式第 2 号） ※「新とび・土工事」、「解体工事」に切り分けをしたもの																																												
4	技術職員名簿（様式第二十五号の十一 別紙二）																																												
5	その他の審査項目（社会性等）（様式第二十五号の十一 別紙三）																																												
6	経営状況分析結果通知書（様式第二十五号の十）	1 部																																											
7	審査手数料収入証紙（印紙）貼付書	1 部																																											
	書類名	提出部数																																											
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第二十五号の十一）	正本 1 部 副本 1 部																																											
2	工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高（様式第二十五号の十一 別紙一）																																												
3	工事経歴書（様式第 2 号） ※「新とび・土工事」、「解体工事」、「 解体工事（その他工事算入分） 」に切り分けをしたもの																																												
4	技術職員名簿（様式第二十五号の十一 別紙二）																																												
5	その他の審査項目（社会性等）（様式第二十五号の十一 別紙三）																																												
6	経営状況分析結果通知書（様式第二十五号の十）	1 部																																											
7	審査手数料収入証紙（印紙）貼付書	1 部																																											
8	Ⅳ 申請書類の作成方法等 2「 「工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高 」	<p>○ 経過措置欄の記載</p> <p>「新とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経営事項審査を受けようとする方は、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」欄を必ず設け、記載してください。</p> <p>「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」の完成工事高は、「新とび・土工工事業」と「解体工事業（解体工事業の経審を受けない場合はその他工事）」の完成工事に係る請負代金の額の合計額となることを</p>	<p>○ 経過措置欄の記載</p> <p>経過措置期間（平成 28 年 6 月から平成 31 年 5 月 31 日）に「新とび・土工工事業」の経営事項審査を受審しようとする者又は解体工事業の許可を取得し「解体工事業」を受審しようとする者は、経過措置期間に限り、改正建設業法施行後の許可区分における申請業種の総合評定値に加え、<u>改正法施行以前の許可区分による「旧とび・土工工事業（経過措置）」の総合評定値を算出します。</u></p>																																										

確認してください。元請完成工事高の欄についても同様に記載してください。(別紙記入例参照)

○「業種コード」(項番32)及び「工事の種類」の記入方法

コード	工事の種類	解体工事業	経過措置業者
050	とび・土工・コンクリート工事	○	○
051	法面処理工事	○	○
290	解体工事	○	×
300	とび・土工・コンクリート工事・ 解体工事(経過措置)	○	○

このため、「新とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経営事項審査を受けようとする方は、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」欄(コード300)を設けてください。

「新とび・土工工事業」欄(コード050)には、解体工事業の完成工事高を除いたとび・土工工事の完成工事高を記入してください。解体工事の実績がある場合で、解体工事の許可を取得していれば解体工事欄(コード290)に解体工事の完成工事高合計を記入し、解体工事の許可を取得していない場合は「その他」工事欄に解体工事の完成工事高合計を記入します。(ほかに「その他」工事の実績がある場合には、合算して記入してください。)

なお、解体工事の実績がない場合は、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」欄(コード300)には、「とび・土工工事業」欄(コード050)と同じ完成工事高を記入してください。

「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」の完成工事高は、「新とび・土工工事業」と「解体工事業(解体工事業の経審を受けない場合はその他工事のうち解体工事業の完成工事高部分)」の完成工事高の合計と一致することを確認してください。元請完成工事高の欄についても同様に記載してください。(別紙記入例参照)

○「業種コード」(項番32)及び「工事の種類」の記入方法

コード	工事の種類	解体工事業 許可業者	経過措置業者
050	とび・土工・コンクリート工事	○	○
051	法面処理工事	○	○
290	解体工事	○	×
300	とび・土工・コンクリート工事・ 解体工事(経過措置)	○	○

9		<p>※特例計算について</p> <p>前回の申請時に特例計算を行った場合の経営事項審査において、前審査対象事業対象年度又は前々審査対象年度の完成工事高については、前回申請を行ったとおりの内容となり振替えの選択を改めて変更することはできません。(前回審査を受けた工事種類別完成工事高は確定値として取り扱います。)</p>	<p>※ 「とび・土工事業」の特例計算の取扱いについて</p> <p>前回または前々回(両方行った場合を含む。)の経営事項審査申請時に、「とび・土工事業」の完成工事高を特例計算により一式工事又は、移行可能専門工事に合算した場合、前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度の一式工事又は、専門工事の完成工事高は、確定値として取り扱うため、修正することはできません。</p> <p>また、前回及び前々回に特例計算を行なった結果の取消し及び特例計算対象業種の選択の変更を行うことはできません。</p>
9	3. 工事経歴書	<p>○ 「工事経歴書」の切り分け</p> <p><u>IV-2の「新とび・土工事業」「解体工事」「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」のそれぞれの完成工事高を正確に確認するため、「工事経歴書」を改めて作成・提出していただくこととなります。</u></p> <p>平成28年6月以前に提出していただいた工事経歴書(決算終了後の変更届)について、</p> <p>「旧とび・土工事業(経過措置)」を「新とび・土工事業」と「解体工事」に切り分けて提出してください。IV-2において、2年平均を選択した場合は直前2年分、3年平均を選択した場合は直前3年分の工事経歴書の作成が必要になります。</p> <p>ただし、解体工事に該当する実績が無い場合は「実績無し」と記載して提出してください。(別紙記入例参照)</p>	<p>○ 「工事経歴書」の切り分け</p> <p><u>経過措置期間(平成28年6月から平成31年5月31日)に「新とび・土工事業」の経営事項審査を受審しようとする者は、「新とび・土工事業」「解体工事」「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」のそれぞれの完成工事高を正確に確認するため、経営事項審査受審時に「工事経歴書」を改めて作成・提出していただくこととなります。</u></p> <p>「新とび・土工事業」の経営事項審査を受審しようとする者は、決算終了後の変更届に添付した工事経歴書(様式第2号)のうち、「とび・土工事業(旧とび・土工事業(経過措置)に該当するもの)」を、「新とび・土工事業」と「解体工事」(「解体工事」の許可を取得していない場合は「解体工事(その他算入分)」)に切り分け、それぞれ工事経歴書を作成して提出してください。完成工事高の計算において、2年平均を選択した場合は直前2年分、3年平均を選択した場合は直前3年分の工事経歴書(「新とび・土工事業」と「解体工事」(「解体工事」の許可を取得していない場合は「解体工事(その他算入分)」))の作成が必要になります。</p> <p>なお、解体工事に該当する実績がない場合は「実績なし」と記載して提出してください。(別紙記入例参照)</p> <p>※ 「新とび・土工事業」や「解体工事」の許可を持っている者で、</p>

			これらの完成工事高を、土木一式工事または建築一式工事に合算（特例計算）する場合も、その内容を確認するため、「新とび・土工事業」と「解体工事事業」（「解体工事事業」の許可を取得していない場合は「解体工事事業（その他算入分）」）に切り分けした工事経歴書（審査対象事業年度分）を作成してください。（移行可能専門工事間の場合も同様）
9		<p>○ 契約書等の確認</p> <p>上記「工事経歴書」に記載された工事内容の確認を行いますので、契約書等の準備をお願いします。</p>	<p>○ 契約書・決算終了後の変更届等の確認</p> <p>上記「工事経歴書」に記載された内容の確認するため、下記書類を持参してください。</p> <p>◎ 決算終了後の変更届</p> <p>「新とび・土工事業」と「解体工事事業」（「解体工事事業」の許可を取得していない場合は「解体工事事業（その他算入分）」）に切り分けた「工事経歴書」の内容を確認するため、2年平均を選択した場合は直前2年分、3年平均を選択した場合は直前3年分の決算終了後の変更届(控)を持参してください。</p> <p>◎ 契約書（解体工事分）等</p> <p>審査対象事業年度（前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度を含む）に解体工事が含まれていた場合は、経営事項審査用に作成した「解体工事事業」に係る「工事経歴書」の内容を確認するため、解体工事に係る契約書等を持参してください。<u>ただし、前回経営事項審査を受けている場合は、審査対象事業年度以外の「旧とび・土工事業」の工事経歴書に記載された契約書等は持参する必要がありません。</u></p>
10	4. 技術職員名簿	<p>○ 「業種コード」について</p> <p>「新とび・土工事業」の技術職員については、「新とび・土工事業」のコード「05」を、「解体工事事業」の技術職員については、「解体工事事業」の</p>	<p>○ 「業種コード」について</p> <p>経過措置期間（平成28年6月から平成31年5月31日）に、「新とび・土工事業」又は「解体工事事業」の経営事項審査を受けようとする</p>

		<p>コード「29」を、「旧とび・土工工事業」の技術職員については、「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入してください。この場合、「業種コード」の欄に「05」が記入された技術職員は「新旧とび・土工工事業」及び「旧とび・土工工事業」の技術職員として、「29」が記入された技術職員は「解体工事業」及び「旧とび・土工工事業」の技術職員として、「99」が記入された技術職員は特例として「新とび・土工工事業」、「解体工事業」及び「旧とび・土工工事業」の技術職員として、それぞれ加点されます。</p>	<p>きは、「新とび・土工工事業」の技術職員については、「新とび・土工工事業」のコード「05」を、「解体工事業」の技術職員については、「解体工事業」のコード「29」を、「新とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入してください。この場合、「業種コード」の欄に「05」が記入された技術職員は「新とび・土工工事業」及び「旧とび・土工工事業」の技術職員として、「29」が記入された技術職員は「解体工事業」及び「旧とび・土工工事業」の技術職員として、「99」が記入された技術職員は特例として「新とび・土工工事業」、「解体工事業」及び「旧とび・土工工事業」の技術職員として、それぞれ加点されます。</p> <p><u>※「99」のコードは「新とび・土工工事業」及び「解体工事業」双方の経営事項審査を申請し、かつ、当該技術職員が双方の業種として加点される要件を満たしている場合にのみ使用できるコードです。2業種のうちいずれか一方のみ経営事項審査を受けようとする場合や、いずれかの業種でのみ加点される要件しか満たしていない場合には、「99」のコードは使用できません。</u></p>
10		<p>○「有資格区分コード」について</p> <p>平成33年3月31日までの間は、「旧とび・土工工事業」の技術者（既存の者に限る）も「解体工事業」の技術者とみなします。この経過措置により「解体工事業」の技術者とみなされるもののコードは、コード表の資格区分欄の末尾に「(附則第4条該当)」と記載されているコードの末尾がアルファベットになっています。(別紙記入例参照)</p>	<p>○「有資格区分コード」について</p> <p>経過措置期間（平成28年6月から平成31年5月31日）に、「旧とび・土工工事業」の技術者（既存の者に限る）も「解体工事業」の技術者とみなします。この経過措置により「解体工事業」の技術者とみなされるもののコードは、コード表の資格区分欄の末尾に「(附則第4条該当)」と記載されているコードの末尾がアルファベットになっています。</p> <p>技術者に対する経過措置期間中（平成28年6月から平成33年3月31日）に「解体工事業」の経審を申請する場合、技術職員コードは「資格区分</p>

			<p>コード表」により、アルファベットのついた附則第4条（平成33年3月31日までの間は、旧とび・土木工事業の技術者も解体工事業の技術者とみなす）該当の資格か、附則第4条該当でないアルファベットのついていない資格を記載してください。（別紙記入例参照）</p> <p><u>※「解体工事業」の経審を申請しない場合は、これまで通りアルファベットの無い資格コードで記載してください。</u></p>
--	--	--	--